

大震災とTPP問題 —地域経済再生に向けた対案—

東京大学大学院 教授
(社) 農協共済総合研究所 客員研究員
コーネル大学 客員研究員

すずき のぶ ひろ
鈴木 宣 弘
きのした じゅん こ
木 下 順 子

目次

はじめに	P4協定に着目～政府調達、サービス貿易の内国民待遇の徹底
TPP問題は終わっていない	農林水産業の例外なき関税撤廃の影響
机上の復興プランの前に	情報操作か、情報操作以前の問題か
法律の解釈でなく現場の必要性がすべての出発点	輸出産業にメリットはあるか
「情報は操作するのが当たり前」ではない	TPPへの対案～まずアジアの経済連携の具体化を
社会システムの見直し	本当に「強い農業」に向けての対案
「減災」でいいのか	自分たちの食は自分たちが守る
なぜ「反省」が生まれないのか	食に安さだけを追求することは命を削り、次世代に負担を強いること
食料危機への備え	おわりに
震災復興と貿易自由化問題	〈参考1〉 P4協定の概要
原点は「コミュニティの再生」	〈参考2〉 Jane Kelsey編『異常な取引-TPPの正体-』の一部要約
「開国」の意味	
「毒素条項」	
「開国フォーラム」は何だったのか	
郵政民営化、農協共済、様々な安全基準の緩和	

はじめに

筆者（鈴木）は、TPP問題の浮上と東日本大震災の発生よりもかなり前に、『JA教育文化』2010年9月号のコラムで次のように書いていた。

「日本では、自己や組織の目先の利益、保身、責任逃れが「行動原理」のキーワードにみえることが多いが、それは日本全体が泥船に乗って沈んでいくことなのだということを、いま一度、肝に銘じるときではないかと、自戒の念を込めて思うのである。とりわけ、政治家の皆さんを含めて、組織のリーダー格の立場にある方々は、よほど若い人は別にし

て、それなりの年齢に達しているのであるから、残された自身の生涯を、拗って立つ人々のために我が身を犠牲にする気概を持って、全責任を自らが背負う覚悟を明確に表明し、実行されてはいかがだろうか。それこそが、実は、自らも含めて、社会全体を救うのではないかと思う。いくつになっても、責任回避と保身ばかりを考え、見返りを求めて生きていく人生は楽しいだろうか。」

その後の未曾有の大震災の後、上記の思いはますます切実さを増している。今回の大津波や原発事故の被害がこれほど拡大したことについて、関係した方々は「想定外だった」と言って責任逃れすることはできない。想定

できた災害に十分に準備できていなかったから被害が拡大したことを認めるべきである。研究者も含めた関係者は真摯に反省して、被災地の一刻も早い復旧・復興のために誠心誠意尽力し、もう二度と失敗が繰り返されないような新たな防災システムを早急に確立することが求められている。

TPP（環太平洋パートナーシップ）への参加問題についても、自分自身の保身や組織の利害を優先した政治的な対立からは、日本社会の長期的、持続的な発展は望めない。ゼロか百かの極論のぶつかり合いではなく、その中間のどこかにある真の最適解に向けて、互いの歩み寄りがあることを期待したい。

そのような議論を可能にするには、一面的な利害を超えて、建設的な「対案」を提示することが必要である。研究者は、その対案が長期的な日本の国益につながることを、客観的根拠に基づいて示さねばならない。微力ながらも、本稿がそれに寄与するものとなれば幸いである。

TPP問題は終わっていない

TPPについては、当初の政府の予定では、日本も交渉に加わるかどうかの決断を今年6月までに下すことになっていた。だが、このスケジュールはあまりにもタイトで無理があると思われていた矢先、大震災が起きた関係で、6月までの決断は無理だということになり、一時はすべてが白紙に戻されたかのように見えた。だが、実はそうではなかった。今年11月のAPEC（アジア太平洋経済協力）首脳会議は、オバマ大統領の故郷であるハワイで開催されるという事情もあって、現在まだ

難航しているTPP交渉を11月までに何とか大筋合意に持ち込んでお土産にしたいとアメリカは考えているので、その意向を受けて日本も11月までに滑り込み参加しようという声が内閣官房を中心に強まっているのである。この前のサミットでも、菅前総理が相当にコミットする旨をアメリカに伝えている可能性がある。

このように、TPP参加に向けた政府内の議論は、大震災を契機に白紙に戻ったのではなく、実は水面下で着々と準備が進んでいる。国民の意向をまったく無視して、秋頃に唐突に参加を表明するという形で、強引に決着に持ち込もうとしている可能性もある。

このままでは、日本の将来に重大な禍根を残すことになるのではないか。参加することに本当にメリットがあるのかどうか、国民がきちんと議論できる場を設けて、それがどのような結論になるにせよ、総合的に見て日本にとって本当にプラスになる結論だということをお納得してもらう必要がある。

机上の復興プランの前に

大震災からの復旧・復興をどのように進めていくかを議論していく中で、日本はTPPに参加すべきだという議論が再浮上している。そこでまず、震災復興計画の問題に触れたい。

震災後2カ月以上たった5月に筆者（鈴木）も福島現場の視察にお邪魔したが、まさに涙は出ても言葉は出ないほどの悲惨な状況を目の当たりにして大変ショックを受けた。家族を失い、家も失い、仕事も失い、あまりに多くのものを失った中でも、現場の人々は生活や経営を立て直そうと必死に取り組んでお

られる。いろいろな方面からの支援もあり、農業関連組織も、農業共済の早期支払いや損失補てんの立替払いを含めて、様々な支援を現場に届けようと急いでいる。しかし、それらの活動を前進させるのに必要な国からの肝心のサポートが届かないので、現場がなかなか動けない場合も多々ある。とにかく、国の支援の機動性、即応性、責任ある約束が欠如しており、予算も、義援金も、原発の賠償金も、現場に届くのが遅すぎる。それなのに、現場から遠いところで、何十年先かもわからぬような復興プランが飛び交っているのは、極めて違和感を覚える。

法律の解釈でなく現場の必要性がすべての出発点

今の法律の枠組みや規則の中で何ができるかの解釈に時間がかかってしまい、現場の状況に即応できていない。本来、現場を救うためにある法律や制度が、いざというときにまったく役に立っていないのである。

有事の際には、平時の手順を超えた柔軟な対応が必要である。そのためには、トップから「自分がすべての責任を取るから、関係者は現場の意向に基づいて自分の判断で動いてくれ」という指示が必要で、それがあれば役所の方々も迅速に動ける。リーダーが逆に「任せない、責任はとらない」という態度では現場がもたない。

原発問題の影響もいまだ深刻である。地震と津波の被害に加えて、農産物汚染の心配や出荷停止等で経営存続の危機にある農家の方々がたくさんおられる。原子力損害賠償法をどう解釈するか、東電の責任か国の責任か

といった議論で綱引きをやっているうちに、現場では農家の皆さんが疲れ果ててしまっている。現場で本当に苦闘されている方々の実態をしっかりとふまえて、各農家のこれまでの損失を早急に補てんし、今後も損失が出た場合は対処するという約束の下、まず仮払いでも何でも出して、後で清算すればいいのである。

「情報は操作するのが当たり前」ではない

国民への情報提供の仕方にも非常に問題がある。政府内で「情報は全部出すものではなく、操作するのが当たり前」といった不遜な意識があるために、国民の命に直結する情報さえも出し遅れて深刻な事態を招いた。

炉心溶融の話にしろ、飯館村の件にしろ、外国からは早い時期に指摘されていたのに、日本側はそれをなかなか認めず、かなり遅くなってからようやく認めた。そうこうしているうちに、神奈川や静岡のお茶や岩手の牧草、さらには宮城や栃木や岩手の稲ワラから許容基準値を上回る線量が検出された。このことは、水素爆発後から相当広範囲にわたって放射線被曝が起きていたということである。

日本に住んでいた外国人の多くが大急ぎで本国へ帰っていくのを見て、何をあんなに焦っているのだろうと半ば笑っていた日本人もいたが、今思い返せば、笑われていたのはこちらの方であった。つまり、われわれは冷静かつ合理的に対応しているつもりだったけれども、実は、本当に深刻な事態であることを知らなかっただけだった、というのが悲しい現実である。

さらにその後、セシウム汚染牛問題が拡大して、農業への打撃は終息するどころか、コメを含めてさらに拡大する可能性が懸念されている。「農家が稲ワラの危険性を予見しなかったのが問題だ」という声も出ているが、それは酷な話であり、最も反省すべきは政府の情報隠蔽である。この反省なくして、生産者に責任転嫁するような指摘は間違っている。

政府がそのような情報の出し方をしているから、国民は政府の情報を信用しなくなってしまった。まだ何か隠しているのだろうという疑いが強まっているので、農産物に対する風評被害は一向に収まらない。それでも、福島などの農家の皆さんは、何とか自分たちで活路を見いだそうと、東京で直売会を開くなどして、線量計で測りながら安心して買ってもらおうと頑張っている。消費者の皆さんもそれに応えてくれて、朝の11時ごろに売り切れてしまうような場合もあるという。ところが、卸売市場では値が付かない。加工メーカーも、安全だと言われているものでも買ってくれない。

また、消費者の安全・安心を確保するためには、きめ細かな線量測定情報が必要で、観測地点の数と観測頻度を早急に増やすことが重要であるが、まだまだ体制が追いついていない。

今回の震災で、生産者と消費者とが支え合う共存共栄に根ざした社会を構築する重要性が見直されたと言われている。生産者の皆さんも頑張っているし、消費者の皆さんもそれに応えようとしている。しかし、中間の段階で値が付かない状況があるのはなぜか。卸や

加工、小売の皆さんが、まさかこういうときに買ったときなどをしているとは思わなかったが、そういう点で本当に支え合う流れができているのか、疑問を抱かざるを得ない状況ではないかと思う。

社会システムの見直し

原発や大津波の被害は「想定外だった」という言葉が繰り返されているが、本当は「想定外」ではなかった。千年前の貞観地震までさかのぼらなくても、100年前の明治三陸地震を考えれば想定できることだったのである。ただ、千年に1度の大きな災害を念頭に防災設備を整えようとするとは非常にコストがかかるから、十分な備えをしていなかったのである。

下水道工事などの場合は、たとえば20年に1度の洪水に備えた設備にするのはコストがあまりにも高くなるため、20年に1度くらいは床上浸水になっても仕方がないということで、かかるコストと防災効果とのバランスを検討して設備が作られる場合がある。しかし、床上浸水ならまだ許されるかもしれないが、一度で何万人もの人が亡くなったり、多くの人々が放射線の被害を受けて、その終息の目処も立たなくなるような事態は、どんなにコストがかかっても防げるように備えておく必要がある。それこそが長期的な意味での効率性である。1キロワット時 (kwh) 当たりの発電コストが5円程度で最も安いと言われていた原発が、ひとたび事故を起こせば、いくら払っても払いきれない、取り返しのつかない高いコストをわれわれ国民にもたらしめている。どんなに費用がかかっても、準備し

なければいけないことがある。目先の効率を追求するのではなく、長期的視点をもって備えてこそ、日本の持続的発展につながり、本当の意味での効率性の追求なのである。このことを原発事故を通じて痛切に思い知らされた。

防災の専門家は、「東日本大震災を想定できなかったことへの反省」でなくて、「想定される事態に準備しなかったことへの反省」をすることが必要である。「想定外」で責任を逃れたり、うやむやにすることは許されない。その反省をしっかりと行うことがすべての出発点である。国、企業、研究者、報道機関を含め、関係者の責任は刑事責任を含めて問われるべきであろう。こういうことに関わった人は逃れられない、責任をとる社会にしなければ再発防止はできない。

「減災」でいいのか

東日本被災地の今後の津波対策についても、100年に1度の大津波に備えた防波堤の建設にはコストがかかりすぎるから、ほどほどの防波堤にしておいて、対策の基本は「逃げる」ことだという「減災」の考え方を取り入れようと、その道の「専門家」が提案している。さらには、宅地を高台に、農地を低地に造成してはどうかという案も出ている。それは、農作業者を危険にさらしても、農地がまた海水浸しになっても、また何度でもやり直せばいいということなのだろうか。

これでは、今回の未曾有の大災害への反省は怎么样了のか、非常に疑問に思われる。かつて、岩手県北部の普代村の村長（故人）が、明治三陸津波と同程度の津波にも耐えら

れる堤防を周囲の反対を抑えてでも完成されたことにより、多くの村人の命が救われた。このような実例を忘れてはならない。

なぜ「反省」が生まれないのか

あれほどの大災害を経験しても、従来の延長線上のプランしか出てこないのはなぜか。それは、従来の防災システムを作った専門家と同じ人たちが、また今回の防災プランを作ろうとしているからである。専門家たちは、従来の自分たちの考え方は間違っていなかったと言いたい、否定したくないのである。あれほど悲惨な津波被害を防げなかったことを反省せずに、この期に及んで自らを正当化しようとしているのだとすれば、信じがたいことであるが、それが人の悲しいサガかもしれない。

だから、「専門家」が言うからすべて正しいと考えてはいけない。「素人」の常識的判断で、何事もチェックする姿勢を持たなければ、知らぬ間にとんでもないところに導かれてしまいかねないのである。

食料危機への備え

そういう点からいえば、食料危機への備えも同じことである。食料を国内自給するためには、それなりにコストがかかるから、コストが高い日本で作るのはやめて、輸入に依存しても大丈夫だという見解もあるが、食料は人の健康と命に直結する最も基本的な必需財であり、それが不足するような状況が一度でも起きれば、取り返しがつかないことになりかねない。食料危機のような非常事態はそう簡単には起きないだろうということでは済ま

されないのである。

ある程度コストがかかっても、最低限の国内農業を維持しようという認識が高まるべきときではないかと思う。人々が安心して暮らせる持続可能な社会を構築するためにはどういったシステムが必要か、食料自給のあり方も含めて、真に有事に強い国のあり方を考え直さなければならない。

食料確保は軍事とエネルギーと並ぶ国家存立の三本柱であり、食料は戦略物資である。それは、世界では常識的な感覚だが、残念ながら、日本ではそのような意識が薄いように思われる。食料問題や農業政策の問題は、本来、国民一人一人が自分たちの食料をどう確保していくか、そのために生産部門とどう関わっていくかの問題であるはずなのに、日本では、農業が過保護なのではないかといった議論に矮小化され、本質的な議論ができない傾向がある。今回の大震災も、被災した農業経営をいかにサポートして地域を立て直すかを真剣に考えるべきときなのに、逆に、日本の農産物は放射能汚染が不安だからTPP協定に参加して輸入を増やそうといった見解さえ出てきている。これは非常に残念なことである。

震災復興と貿易自由化問題

筆者の感覚からすれば、大震災の影響で地域経済が非常に疲弊している現段階で、地域経済への打撃が懸念されているTPP交渉への参加を進めることは、とうてい無理だと考えるのが普通である。また、USTR（アメリカ通商代表部）のロナルド・カーク代表も、震災直後の演説の中で「今、震災で日本が困っ

ているときに、TPP参加を迫るわけにはいかない」と述べている。これはつまり、TPPというのは日本を活性化するものではなく、むしろ迷惑をかけるものだということを、ある意味アメリカ自身が認めたということでもある。

ところが、逆に日本の側では、震災を受けた今こそTTPに参加して経済を活性化させようという主張が強まっており、11月滑り込み推進論が優勢になってきている。さらには、震災で東北の沿岸部がぐちゃぐちゃになってしまったのは「いい機会」だから、「ガラガラポンして特区にして企業参入を促進し、大規模区画の農業を作り、それを全国モデルにすればTPPに入れる」といった、議論の飛躍が起きている。この論理展開は、筆者にはつぎの三つの点で驚きである。

まず、現場の経営者の皆さんが、自分たちの経営を何とか立て直そうと必死に歯を食いしばっているときに、「ガラガラポンして農地所有をもっと自由化し、企業に入ってきてもらう」と言うのは、人としての心はあるのかということである。現場視点のなさ、人としての姿勢が疑われる。

二つ目に、ガラガラポンして造成した大規模農業が全国モデルになるという論理はいかなものか。これだけの災害が起きて規模拡大がやっとならざるに、日本の農業は規模拡大が難しいのである。各地で同様の大災害が起きない限り、それが全国モデルとなることはないだろう。そのようなばかな論理はあり得ない。

三つ目に、仮に、今言われているような2haくらいの大規模区画を被災地に作ったとし

でも、TPPに参加すれば、農家が競争しなければならぬオーストラリアの平均的な農家の1区画は100haであり、どだい勝負にならない。

いろいろなことを、いろいろな方から提案してくださっているのはいいことだが、現場で一番苦労している方々の視点でぜひ考えてほしい。端的に言えば、現場のことをあまり分からない方が勝手なことを言うのをやめてほしいと思う。

原点は「コミュニティの再生」

被災地の復旧・復興をプランニングする上で重要なポイントは、「コミュニティの再生」だと思う。農業を産業として今後どのように持続させていくかを考えれば、地域の実情に合わせて、ある程度規模拡大しようというプランはあるべきだが、「企業が参入して大規模化すれば強い農業になる」という議論はあまりに単純である。地域に人々の暮らしがあり、生業があり、コミュニティがあるからこそ、農業が持続的に発展するという視点が完全に欠落している。

やはり、そこに住んでいた人々が、自分たちの地域をもう一度どういう形で再生したいのかが最も重要である。その意向を無視した形で、勝手な議論をするべきではない。

「開国」の意味

このように、震災復興の議論と絡んで、TPP参加推進論がまた再燃しており、「平成の開国」や「第三の開国」といった言葉で盛んに宣伝されているところである。だが、そもそも日本はまだ「鎖国中」なのだろうか。

本当は、日本は世界で最も開国された国なのである。製造業の関税も世界で最も低い。農業については鎖国だと言う人もいるが、実は農業についても、日本は世界で最も開国した国なのである。それを端的に示す証左は、カロリーベースで40%という、先進国で最も低い食料自給率である。

言い換えれば、国民の体の原材料の半分以上の60%も、すでに海外に依存しているのである。原産国表示ルールでいえば、日本人の体はもはや国産ではなく、半分はアメリカ産、半分は中国産である。日本の市場はそこまで開放されてしまっているのに、もしさらにTPPで開国するということは、食料安全保障や日本社会の独自性を保つために今まで守ってきた重要品目の関税を始め、「最後の砦」をすべて取り払って明け渡しということなのである。これは相当覚悟が要ることである。

「毒素条項」

TPPは、関税撤廃の例外を認めず、経済活動に関わる制度や規制なども加盟国間で調和・共通化させるという厳しい協定になる可能性が高い。制度や規制の調和・共通化とは、企業活動の国境を取り払って自由にビジネスができるようにするものなので、規制が少ないアメリカに合わせて日本側が規制撤廃・緩和をすることになる。もしアメリカの企業が日本で活動するのに障害となる日本独自のルールがあると判断されれば、アメリカ企業は日本政府を提訴し、損害賠償と当該ルールの廃止を求めることができるのである。これは、いわゆる「毒素条項」と呼ばれ、NAFTA（北米自由貿易協定）でもカナダが実際に経

験した（「参考2」を参照）。TPPは国の主権をも脅かすような大変な協定なのである。

「開国フォーラム」は何だったのか

2011年2月から3月にかけて、全国各地で「開国フォーラム」が政府により開催された。それでどういう議論ができるのかと思っていたら、たとえば、「TPPをやれば看護師をこれから日本で相当受け入れることになるだろうが、どの程度まで考えているのか」といった個別事項についての質問が出ると、「情報がない」「交渉してみないとわからない」といった言い回しに終始していた。

フォーラムで国民的議論を喚起して、日本としてどこまでやるかを議論した上で、参加の是非を決めるのだと言いながら、具体的なことについてはそういう答えで、日本として具体的にどういう方向性で交渉をするつもりなのかはまったく示されなかったのである。しかも、「開国フォーラム」の開催は、大震災で中断したまま、再開されていない。

郵政民営化、農協共済、様々な安全基準の緩和

2011年1月に開催された第1回目の日米間の情報交換会議で、日本がTPPに参加すれば、関税撤廃の例外措置を原則認めない方針であるに加えて、郵政民営化もちゃんとやるように、アメリカ側から釘を刺されたと伝えられている。もちろん、農協共済を含む日本の共済・保険市場への参入拡大をアメリカが狙っていることも、以前から知られているとおりである。

また、日本が現在、若齢牛（20カ月齢以下）

のみに限定している米国産牛肉の輸入制限措置についても話題にされたという。以前からアメリカは、アメリカの牛肉はBSE（狂牛病）の検査をしっかりとやっていて安全だから輸入規制はやめてくれと主張している。だが、アメリカ人の監督によるアメリカ食料市場に関するドキュメンタリー映画『フード・インク』をみてもわかるように、狂牛病の検査は十分に行われていない可能性が非常に高い。だからこそ、日本は独自のルールを設定して国民の命を守っているのである。だが、TPPに参加すれば、それは駄目だということになる。

遺伝子組み換え食品も同様である。オーストラリアやニュージーランドもすでにアメリカから言われているように、アメリカが安全だと認めている遺伝子組み換え食品に対する表示義務は廃止しなければならないだろう。医薬品や農薬、食品添加物などの安全基準も、アメリカが採用している緩い基準に合わせなければならなくなる。食品添加物でいうと、日本では800種類くらいしか認められていないが、アメリカは3,000種類認めているし、農薬の残留基準についても、ものによってはアメリカでは日本の何十倍も緩い基準が採用されている（表1）。こうして日本の多くの安全基準が取り払われてしまうだろう。

P4協定に着目～政府調達、サービス貿易の内国民待遇の徹底

現在9カ国が参加して交渉中のTPPは、すでに2006年5月にチリ、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイの4カ国で締結されたP4協定がベースになる。日本では、TPPがどのような協定になる可能性があるのかに

表1 残留農薬の基準値比較

残留農薬基準値の比較 (コメの場合)	基準値 (ppm)		米国は日本の・・・
	日本	米国	
殺虫剤 (クロルピリホス)	0.1	8	80倍
殺菌剤 (キャプタン)	0.1	6	60倍

出典：関岡英之『国家の存亡』（PHP新書）をもとに全中が作成。

表2 TPP参加による政府調達の入札公開基準額の変化

分野	TPP参加前 (出典：外務省)	参加後 (出典：P4協定)
物品	約2,500万円～	約630万円～
技術的サービス	約1.9億円～	
建設	約19億円～	約6.3億円～
対象	国・都道府県	国・都道府県・市町村

出典：廣宮孝信『TPPが日本を壊す』（扶桑社新書）をもとに全中が作成。

ついて、政府は「情報がない」と言って国民に何も説明していないが、このP4協定に近いものになるのだから、少なくともP4協定についてなせもう少し国民に説明しないのかということが問われる。

P4協定は160ページにも及ぶ英文の法律である。「参考1」にP4協定の抄訳を掲載しているので参照されたい。P4協定は、物品貿易の関税については、ほぼ全品目を対象として即時または段階的に撤廃することを規定している。また、注目されるのは、政府調達やサービス貿易における「内国民待遇」が明記されていることである。内国民待遇とは、自国民・企業と同一の条件が相手国の国民・企業にも保証されるように、規制緩和を徹底するということである。たとえば政府調達では、霞ヶ関だけではなく市町村レベルの小さな公共事業の入札の公示も英文で作り、TPP加盟国から応募できるようにしなければならない（表2を参照）。サービス貿易については、金融、保険、法律、医療、建築

などの各分野で、看護師、弁護士、医者等の受け入れも含まれることになるだろう。金融についてはP4協定では除外されていたが、米国が参加して以降、交渉分野として加えられている。

つまり、今までアジアを中心に日本が進めてきたFTA交渉の中で、ここだけは譲れないと言って守ってきた部分を、数カ月のうちにすべて覆すという異常なことを実際にやろうとしているのである。これは、EUのような連携関係を、アメリカとオーストラリアと日本が数カ月のうちに作るのとほぼ同じ話だが、EUが何十年かけて統合できたかを考えれば、ほとんど夢物語であろう。

農林水産業の例外なき関税撤廃の影響

日本の食料・農産物市場は、すでにかなり開放度が高い。農産物の高関税品目は、コメや乳製品など、品目数で1割程度の基幹的食料に限られているし、他の9割の品目の関税はすでにかなり低くなっている。野菜や果物

は3%程度の関税しかないので、今でも外国との激しい競争にさらされているのである。

ここでさらに、コメや乳製品などの重要品目の関税も撤廃してしまえば、日本の田園風景を作っている田畑の多くが、ぺんぺん草しか生えないような状況になるだろう。田畑の荒廃は、地域経済の荒廃に直結する。日本の地域経済は、一次産業をベースとして加工や流通が発達し、商店街ができて、地域コミュニティが成り立っているところが非常に多い。九州農政局で資料を見せていただいたら、鹿児島県の製造業の60%が食品関係であったし、北海道もちろん、農業や食品関連産業で成り立っている。

2008年には世界的な食料危機が勃発して、ハイチやエルサルバドルやフィリピンでコメをめぐる暴動が頻発した。これは、世界全体で見ればコメの在庫量は十分にあったのだが、不安心理で輸出国が売り惜しみや輸出規制を行ったためである。主食のコメも作れないような日本になってしまった場合、そういうことが人ごとではなくなるのではないか。

ゼロ関税にして世界と競争して強い農業にすればいい、というのも空論である。筆者がかつて現地調査した西オーストラリアの経営の農地面積は、1区画が100haで、全部で5,800ha経営していても、それでも地域の平均より少し大きいだけで、適正規模は1万haなのである。労働力は本人、お父さん、おじさんと言うけれども、お父さんは旅行好きで長期バケーション中でほとんど不在で、ほぼ2人で作業している。土地条件の格差は、土地利用型農業の場合は絶対的で、努力すればどうか勝てるという話ではない。車を工場で作る

のと一緒にはしてはならない。

また、林業の例になるが、昭和30年ごろ、木材がゼロ関税になって以来、外材に押されて木材自給率は95%から18%にまで低下した。日本の山林は二束三文になってしまい、気がついたら外国人の方が高く買ってくれるからと、日本の領土が外国の方に売られている状況にもなっている。こういう点でも、ヨーロッパでは一次産業、特に農業は国境を守る国防機能として重視されているのだが、日本ではそのような意識が非常に薄い。

しかし、よく考えてみてほしい。砂糖がTPPでゼロ関税になり、離島でサトウキビが作れなくなった場合は、尖閣諸島のような不安定な領土がそこら中に出てくるかもしれないのである。そうなれば日本の国防はどうなるのか、そういう問題まで考えておく必要がある。南西諸島における自衛隊や海上保安庁の必要費用が大幅に増加するという試算もある(表3参照)。

表3 南西諸島における安全保障関係費用増加額想定(億円)

	人件費	装備費	計
自衛隊	845	9,000	9,845
海上保安庁	30	300	330
計	875	9,300	10,175

出典：東海大学、山田吉彦教授調べ。全中パンフレットより。

一方、もし農産物の重要品目の関税を撤廃したとしても、代わりに所得補償制度をしっかりとやれば大丈夫なのだという議論がある。しかし、計算してみたところ、米だけで年間1兆7,000億円の財源が必要になり、乳製品など他の作目も含めれば、毎年3兆2,000億

円にのぼる財源をどこからか捻出しなければならぬのである。関税収入も1兆円近く消滅するので、これを合わせると全部で4兆円である。農水予算が2兆円しかないと言っているときに、その2倍のお金を毎年出すというのは、空手形であることは明らかである。仮に消費税や環境税で増税できたとしても、大震災の打撃を受けた今はますます現実性に乏しい。

情報操作か、情報操作以前の問題か

日本がTPPに参加した場合のマイナスの影響としては、国内農業への打撃のみがクローズアップされることが多いが、実は、大きな打撃を受けるのは農業だけではない。TPPは日本経済全体に関わるもっと大きな問題なのであり、「農業のせいで国益が失われる」というような一面的な議論ではすまないことを認識する必要がある。

たとえば、日本がこれまで絶対に関税撤廃はできないとして守ってきたセンシティブ分野は、繊維製品、皮革、皮革製品、履物など軽工業分野にも少なくない。また、金融、医療など、労働者の移動を含むサービス分野も、多くが自由化することは不可能なはずである。農業だけが自由化の足かせのように言われることが多いが、それはまったくの誤解なのである。TPPに参加するのなら、農業以外のセンシティブ分野もすべてゼロ関税や自由化の対象となる。だが、そんなことが実際に可能なのか、非常に疑問に思われる。

そこで、先日、所管官庁の中堅幹部にこの件をお聞きしたところ、「繊維や革や履物をゼロ関税にすることはまだ議論されたことも

ないし、上からも指示は来っていない。そもそもこれらの分野で関税撤廃などできるわけがないので、個人的にはTPPは拙速だと思う。」といった答えであった。また、「外国人看護師の受け入れは、まだほとんど実績がありませんが、どういう対応をされるのですか」と聞いたところ、「これまで以上の対応は考えたこともないし、指示も来っていない。」とのことであった。

もしこれらの答えが本当なら、具体策を詰めるべき省庁内に、懸案と目される事項の検討指示さえ来っていないという驚くべき現状なのである。国の中枢は、TPPという国家的重要課題に対して、具体的検討をまったくやらずに、とにかく参加してしまおうとしているのか。筆者はそれまで、政府は国民になかなか情報を出さないようにしているのではないか、あるいは農業問題に矮小化して国民の目をTPP問題の本質からそらせようとしているのではないかと、といった心配をしていたが、実は、それ以前の問題で、政府は日本がTPPに参加すれば何が起きるのかを本当に知らないのかもしれないのである。

輸出産業にメリットはあるか

一方、輸出産業（の経営陣）の側からは、TPPに参加しなければ日本の輸出産業は韓国に負けてしまうという主張がある。これがもし本当で、日本のGDPの10%強を占める輸出産業が打撃を受けるというのなら非常に深刻な問題であろう。

しかしながら、最近では輸出製造業は関税の影響を避けてすでに現地生産がかなり進んでいる。かつ、そもそもアメリカの普通自動

車の輸入関税は2.5%でしかなく、それがゼロになったからといって、日本が得られるメリットはそれほど大きくはないのである。また、日本企業で海外展開があるのは、わずかに2,000社に1社程度であるから、その他の大多数の中小企業にとって、TPPの恩恵は少ないだろう。日本のGDPに占める輸出の貢献度は2割に満たない程度であり、8割にも及ぶ韓国とは比較にならないほど低いことを認識しておく必要がある。

しかも、アメリカは日本の主要産業にとって今後成長を期待できる市場だとは言えないし、TPPの他の参加国の市場規模は非常に小さい。これから最も伸びるのは、中国を含めたアジア諸国である。中国との関係が難しくても、ともに懐深く協力し合って、アジア全体のいっそうの成長につながるような経済圏の足場を固めることが重要なのである。中国と台湾の間で、先般、実質的なFTAの枠組みができあがったので、これがアジア経済連携の足がかりになってくれることを期待したい。

だが、アメリカがおそれているのは、まさにその点である。アメリカは、自らはNAFTAなどで米州圏を固めておきながら、アジアがアジアだけでまとまることを阻止しようとしている。その極めつけがTPPではないだろうか。アメリカが世界の成長センターであるアジアから十二分に利益を得ていくためには、アジアは分断されている必要がある。そこで、中国も韓国もインドネシアもタイも「ノー」といっているTPPに、日本が参加するように仕向けて、アジアを決定的に分断しようとしている可能性がある。アメリカは「TPP

は対中国包囲網だ。日本は中国が怖いのみから参加した方がいい。」と言って日本に呼びかけているが、確かにそういう側面もあるけれども、そうした短期的な事情だけで参加を決めるのは危険である。

TPPへの対処は、日本の今後の長期的な貿易戦略や外交戦略のあり方を、内外に向けて明確に示すことにもつながる。拡大する欧州圏、米州圏に対して、日本を含めたアジア諸国全体がいかに対峙していくのかを方向付ける一つの転機にもなり得るのである。長期的視点をもって検討すべき国家的課題なのである。

TPPへの対案～まずアジアの経済連携の具体化を

日本がなぜTPPに参加しようとやっきになっているのか、オーストラリアの大使館の方などが筆者の所にときどき質問に来られていたが、最近では「日本が何をやっているのか、さっぱりわかりません」と笑っておられた。日豪FTAの件では、重要品目の例外扱いを絶対的に主張し続けてきた日本が、TPPになると一転して、「すべて明け渡す」と言っているのは奇妙なことだと。「そんなこと、やれるものならやってみてもらいたいが、無理でしょう。参加の段階で門前払いですね。」というのがオーストラリア大使館の方の見方である。

EU代表部から来られた方からは、「日本はこれまで、WTOでは多様な農業の共存を主張し、FTAについては重要品目に手を付けない柔軟な形での妥結に固執していたのに、今度はTPPですべて明け渡しますと言っ

表4 地域的貿易自由化による実質GDPへの影響

	(%)					
	世界全体	FTAAP	ASEAN+6	ASEAN+3	日中韓	TPP
日本	1.25	1.36	1.10	1.04	0.74	0.54
中国	7.35	5.83	3.43	3.16	2.27	-0.30
韓国	8.68	7.10	6.34	5.94	4.53	-0.33
香港	3.19	2.65	-0.24	-0.10	-0.30	-0.22
台湾	7.51	6.44	-1.88	-1.73	-1.18	-0.33
シンガポール	3.53	2.42	3.15	2.71	-0.42	0.97
インドネシア	4.71	3.64	3.69	3.00	-0.32	-0.36
マレーシア	12.34	9.43	8.27	7.53	-0.52	4.57
フィリピン	6.00	6.07	4.60	4.42	-0.75	-0.39
タイ	26.35	20.24	17.03	16.31	-1.19	-0.89
ベトナム	37.50	34.75	23.42	23.13	-0.50	12.81
LCM	12.95	-1.78	9.21	9.04	-0.23	-0.35
インド	8.39	-0.91	2.99	-0.29	-0.16	-0.22
オーストラリア	2.46	2.08	2.44	-0.04	-0.11	1.16
ニュージーランド	4.86	3.80	2.29	-0.19	-0.24	2.15
米国	0.35	0.26	-0.07	-0.03	-0.05	0.09
カナダ	0.71	0.71	-0.02	0.03	-0.02	-0.24
メキシコ	4.46	3.03	-0.10	-0.07	-0.08	-0.42
チリ	1.57	1.35	-0.13	-0.02	-0.13	0.40
ペルー	1.88	0.94	-0.06	-0.02	-0.04	0.64
ロシア	5.45	1.50	-0.05	0.06	-0.08	-0.17
EU	0.87	-0.31	-0.12	-0.05	-0.09	-0.14
スイス	2.30	-0.10	-0.09	0.01	-0.04	-0.08

資料：川崎研一氏 http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0318.html

ている。一体どういう論理構成なのか説明してくれ。」と質問をされた。筆者に聞かれても困るのだが、だから筆者も、「つまりこれは、政府が何も考えていないからこういうことになるんだ。」とお答えしたら、妙に納得してくれた。

GTAPモデルの国内の権威である川崎研一氏の試算によれば、FTAごとに日本のGDP増加率を比較すると、TPPで0.54%、日中FTAで0.66%、日中韓FTAで0.74%、日中韓+アセアンFTAで1.04%という結果が出ている。つまり、もし日本がTPPの9カ国と自由化したとしても、日中2国間で自由化した場合の利益にも及ばないのである。この分析結果は、

アジア諸国とのFTAが日本経済の発展にいかにか有効であるかを如実に示している。

とは言え、TPPではなくアジアの方が重要だと主張しても、まず東アジアとの経済連携の構想が長らく具体化できずにいるのも事実である。そもそもそれが、TPPへの傾斜を強める一因にもなっている。東アジアの広域連携強化を、入り口論から具体論へと展開していかなければならない。そのためには、EU統合の原動力がCAP（共通農業政策）であったように、アジア諸国間の賃金格差による大きな生産費格差を克服して、各国の農業が共存できるように、FTA利益の再分配政策としての「東アジアCAP」を構築することが必

要である。これを仕組めるかどうか、アジアの経済連携の成功の鍵を握っていると言えるだろう。

そこで筆者らは、日韓中の3国間におけるコメ市場に限定した試算ではあるが、東アジアCAPの具体的な姿を描いてみることにした。設定としては、3国のGDP比に応じた共通の補てん財源を形成して、日本はコメ生産調整を解除し、補てん基準米価を1俵当たり1万2千円程度に設定、かつ日本の負担額を4千億円程度に収めるような東アジアCAPシステムが仕組めるかどうかを試算した。すると、日本がコメ関税をゼロにした場合、日本および韓国への必要補てん額は、それぞれ1兆3千億円および6,600億円、日韓中の負担額はそれぞれ1兆4千億円、4,200億円、1,600億円となった。だがこれでは、とりわけ日本の負担額が大きすぎて現実的ではない。そこで、日本のコメ関税をゼロにするのではなく、どの程度まで引き下げられるかを試算してみると、ギリギリ186%程度までなら引き下げることが可能だとわかった。というのは、このとき、日本のコメ自給率は大幅に低下することなく、環境負荷も大きく増大することなく、韓国・中国の負担額もそれほど大きくなく、中国は輸出増による利益を得られるからである。

このようなシステムティックなモデル試算により、可能な関税引き下げ水準、およびそのために必要な直接支払額の大きさを、セットで検討する必要がある。数字を使って東アジアCAPの具体像を示せば、東アジア広域経済連携の議論をよりいっそう明確にすることができる。

日中韓FTAについては、産官学共同研究会（事前交渉）の報告書作成作業を前倒しして、来年から政府間交渉に入れるよう準備を進めている。いよいよ日中韓でのFTA交渉が本格的に動き出そうとしているのである。日中韓の間では、TPPのような極端なゼロ関税ではなく、適切な関税と適切な国内対策の組合せによって、参加者全員が総合的に利益を得られるような妥協点を見いだすことが求められる。日本のコメについても、キロ当たり341円、率にして778%の関税を、200%程度まで引き下げようという検討が必要になる可能性がある。

日本とEUのFTAも予備交渉が開始されることとなった。EUは、適切な関税と適切な国内対策の組合せによって「強い農業」を追求する政策を実践している。アメリカやオーストラリアといった新大陸に比べて、日本やアジアと共通性が高い農業をもつEUとのFTAは、TPPとは違い、互いにメリットのある着地点を見いだすことは可能だと思われる。

このように、柔軟性を望めないTPPではなく、アジア諸国やEUとの間で柔軟性あるFTAを促進する方向性が、日本にとって現実的である。ただしこれは、アメリカとの関係を軽視してよいという意味ではない。特にアジアとの連携強化は、アメリカとの関係悪化を回避しつつ進めなくてはならないという非常に難しいバランスも要求される。だが、アメリカとも対等な立場で、本当の意味での友好関係を築いていくためにも、その前提として、アジアのまとまりがまず重要なのである。

本当に「強い農業」に向けての対案

農業関係者を中心とするTPP反対運動に対して、「日本の農業はTPPを拒否するだけでやっていけるのか。TPPがなくても、日本の農業は、高齢化、就業人口の減少、耕作放棄などで疲弊しつつある。どういう取り組みをすれば農業は元気になるのか。TPPがだめだというなら対案を出してほしい。」といった指摘をする人も多い。

筆者らは常々、日本の農業を再生するためには、水田の4割も抑制するために農業予算を投入するのではなく、国内生産基盤をフルに活かして、「いいものを少しでも安く」売ることによって販路を拡大する戦略へと重心をかえていくべきだと主張している。そのためには、米粉、飼料米などに主食米と同等以上の所得を補てんし、販路拡大とともに備蓄機能も活用しながら、将来的には主食の割り当ても必要なくなるように、全国的な適地適作へと誘導していく必要がある。

さらに、将来的には日本のコメで世界に貢献することも視野に入れて、日本からの輸出や食料援助を増やす戦略も重要である。備蓄運用も含めて、そのために必要な予算は、日本と世界の安全保障につながる防衛予算でもあり、海外援助予算でもあるから、狭い農水予算の枠を超えた国家戦略予算をつけられるように、予算査定システムの抜本的改革が求められる。アメリカの食料戦略を支える仕組みは、この考え方に基づいている。

地域の中心的な「担い手」への重点的な支援強化も必要であろう。今後農業をリタイアされる方が増える一方で、就農意欲のある若

者や他産業からの参入も増加傾向にある。だが、新規参入される方の経営安定までには時間がかかり、長らく赤字を抱える方が多いのが実態なので、フランスのように、新規参入者に対して10年間くらいの長期的な支援プログラムを準備するなど、集中的な経営安定対策を仕組むことが必要であろう。

また、集落営農などで、他産業並みの給与水準が実現できないためにオペレーターの定着に苦勞しているケースが多いので、状況に応じてオペレーター給与に対して財政支援を行うことも効果的ではないかと思われる。20～30ヘクタール規模の集落営農型の経営で、十分な所得を得られる専従者と、農地の出し手であり軽作業を分担する担い手でもある多数の構成員とが、しっかり役割分担しつつ成功しているような持続可能な経営モデルを確立する必要がある（本誌渡辺靖仁稿参照）。

その一方、農業が存在することによって生み出される多面的機能の価値に対する農家全体への支払いは、社会政策として強化しなければならない。これは、担い手などを重点的に支援する産業政策と明確に区別して、メリハリを強める必要がある。

だが、こうした政策と、TPPのような極端な関税撤廃とは決して相容れないのである。自由化はもっと柔軟な形で、適切な関税引き下げ水準と国内差額補てんとの組合せとを模索しながら行う必要があるのに、TPPに参加すれば、これまでの農家の努力も水の泡になるだろう。

筆者が現場をまわっていて一番心配しているのは、「これから息子が継いでくれて規模拡大しようとしていたのだが、もうやめた」

と肩を落とす農家が増えていることである。TPPは農業の将来展望を暗くしている。農家を後ろ向きの方角にしてしまうような政策ではなく、農家が元気になるための取組みや、現場で本当に効果が実感できる政策とは何かということ、きちんと議論する必要がある。今は多くの方が地域や農業の問題に関心をもってきてくれているのだから、みんなで前向きの議論ができるよい時期ではないだろうか。

被災地の復旧・復興ということを考えるときにも基本になるのは、「コミュニティの再生」である。農業という産業をどうするかということを考えれば、地域の実情に合わせてある程度の規模拡大はめざすべきだが、ガラガラポンして少数の企業経営が入ればよいという考え方はまったく違う。そこに多くの人々が住んでいて、多様な暮らしがあり、生業があり、コミュニティがあるからこそ、地域が持続的に成り立つという視点が完全に欠落しているのである。少数の農家や企業が残ったとしても、地域農業も地域社会も維持できない。地域の構成員がそれぞれの役割分担をしつつ、地域の農地を中心的に耕してくれる「担い手」が確保されるような連携と支え合いが重要である。そこに住んでいる人々が、自分たちの地域をもう一度どういう形で再生したいのかという意向を無視した形で、勝手な議論をするべきではない。

自分たちの食は自分たちが守る

日本において「強い農業」と言えるのは、一体どのような農業なのか。これは、単純に規模拡大してコストダウンすることではな

い。規模だけで勝負しては、もしオーストラリアと同じ土俵で競争することになれば、まったく勝負にならないのである。基本的に日本の農業はオーストラリアなどよりも小規模なのだから、ある程度コストが高いのは当たり前で、高いけれどもモノが違う、品質が良いということが、本当に強い日本の農業の源になるだろう。このことを、生産側と消費側の双方が納得するという「つながり」が重要である。

それは、スイスではすでに実践されていることである。そのキーワードは、ナチュラル、オーガニック、アニマル・ウェルフェア（動物福祉）、バイオダイバーシティ（生物多様性）、そして景観である。生産コストだけではなく、こういった様々な要素を生産過程で考慮して、丁寧な農業をすれば、できた生産物は人の健康にも優しく、本当においしい。このことがスイスの国民全体で理解されているから、生産コストが周辺の国々よりも3割も4割も高くても、決して負けてはいないのである。

たとえば、スイスで小学生ぐらいの女の子が一個80円もする国産の卵を買っていたので、なぜ高い卵を買うのか聞いた人がいて、するとその子は「これを買うことで農家のみなさんの生活が支えられる。そのおかげで私たちの生活が成り立つのだから、当たり前でしょ」と、いとも簡単に答えたという。日本の消費者は価値観が貧困だから駄目だといってしまうも蓋もないが、スイスがここまでになるには、本物の価値を伝えるための関係者の方々の並々ならない努力があったはずである。日本の農業関連団体や生協なども、

その努力は大いにやっているが、一番違うのは、スイスではミグロ（Migros）という巨大な生協が食品流通の7割を握っている点であろう。その規模の大きさゆえに、ミグロが「この品質にはこの値段が必要なんだ」と提示すれば、それが通る。日本の場合は、農協にも生協にも、1組織だけでは大きな価格形成力はない。しかし、個々の組織の力は大きくなくても、ネットワークを強めていくことで、かなりのことができるようになるはずである。

日本でも、食料が身近で手に入る価値を地域住民が共有し、住民と農家が支え合って自分たちの食の未来を切り開こうという自発的な地域プロジェクトが芽生えつつある。「身近に農があることは、どんな保険にも勝る安心」（結城登美雄氏）なのである。農業が地域コミュニティの基盤を形成しているのであり、もし地域の農地が荒れ、美しい農村景観が失われれば、観光産業も成り立たなくなるし、商店街も寂れて、地域全体が衰退していく。これを食い止めるため、稲作農家がコメ1俵当たり1万8千円程度の手取りを確保できるように、地域の旅館等が中心になって仕入れて、それでおにぎりを作ったり加工するなどの工夫をして、販路を開拓している地域もある。

こうした動きが全国的なうねりとなって広がれば、外国産に負けずに国産農産物が十分に売れるようになり、条件の不利な日本でも真の「強い農業」が成立する。これが、農業が産業として持続的に発展するために最も重要な条件ではないだろうか。地域でこうした流れを創り出すコーディネーターの役割が期

待される場所である。

そして、スイスのように国産農産物がかなり高く買われている場合でも、生産費用も高いため、スイスの農家の農業所得の95%が政府からの直接支払いで形成されているという点を見逃してはならない。スイスでは、養豚において、豚の食事場所と寝床を区分したり自由に歩き回れるように飼うと、環境支払いとして230万円が支払われている。また、生物種がより多く維持できるように、草を刈り、木を切り、雑木林化を防ぐ作業をすれば、生物多様性維持への特別支払いとして170万円が支払われる。イタリアの稲作地帯の場合は、水田の生物多様性保持機能、洪水防止機能、水を濾過してくれる水質浄化機能、景観保持機能などの多面的機能の価値を評価して、それによる国民への恩恵がコメの販売価格に十分に反映できていない場合は、財政（税金）からみんなで負担して支払うということに国民の合意が得られている。このように、支払い根拠と金額とがきめ細かく定められた上で予算化されているから、直接支払いもバラマキとは言われなし、国民の理解が得られているので、生産者は誇りをもって農業をやっているのである。一方の日本では、農業の多面的機能を主張しても、国民からは農家保護の言い訳だと批判されてしまう。こういう点で、国民の理解促進を急がねばならない。

それから、最近の日本の米価下落の様子を見ていて思うのは、戸別所得補償制度ができたことに乗じて、仕入れ側が安く買い叩く傾向が出てきているのではないかということである。もしそれが本当なら、卸や小売が一時

的に儲かっても、それで生産サイドがさらに苦しくなり、作ってくれる人がいなくなると、卸や小売のビジネスも成り立たなくなること

食に安さだけを追求することは命を削り、次世代に負担を強いること

消費者の方々も、安く買える方がいいとばかり思っていると、作る人がいなくなってしまうことを忘れてはならない。また、食の安全性にも不安がでてくる。

一つの例だが、もし日本がTPPに参加すれば、アメリカからもっと多くの乳製品が入ってくることになるが、アメリカではrbSTという遺伝子組換えの成長ホルモンを乳牛に注射して牛乳生産量の増加を図っており、日本の市場にもその成長ホルモンを使用した乳製品があふれることになるのである。rbSTを販売しているモンサント社は、もし日本の酪農家に売ったとしても日本の消費者が拒否反応を示すだろうからと言って、日本での認可申請を見送っている。しかも最近では、アメリカ国内でも、乳がんや前立腺がんの倍率が高まるという医学的検証が出てきたものだから、スターバックスやウォルマートを始めとして、rbSTを使った牛乳や乳製品を取り扱わない店が増えている。にもかかわらず、rbSTの認可申請もされていない日本では、アメリカからの輸入によってrbST使用乳が素通りになっていて、消費者の皆さんは知らずにそれを食べているというのが実態である。

食料に安さだけを追求することは、命を削ることと同じである。また、次の世代に負担を強いることにもなる。そのような覚悟があるのかどうか、ぜひ考えてほしい。買い叩きや安売りをしても、結局は誰も幸せになれないのである。みんなが持続的に幸せになれるような適正な価格形成システムを確立する必要がある。それは、ヨーロッパではかなりできている国もあるようだが、日本はまだまだこれからである。TPPの議論を一つの契機にして、自らの安全な食をいかに確保していくかということについて、消費者一人ひとりに考え直してもらえるように、国民的議論を早急に展開していかなければならない。

一方、日本の生産者の側でも、風評被害で自分が作ったものも売れなくなると困るので、輸入食料の危険性がわかっても、そっとしておこうという動きがあった。だが、そのような対応は絶対にやめるべきである。消費者の命や健康にかかわる問題を知っておきながら、風評被害が怖いなど言っている場合ではない。そうではなくて、自分たちの作っているものが安全でおいしい本物なのだとすることを、消費者の皆さんにきちんと伝えることが必要なのである。輸入食料が全部悪いとは言わないけれども、こういうこともあるんですよということを消費者にしっかり伝えることは重要である。

TPP問題についても、ゼロか百かの極論ではなく、現実的でバランスある最適解は、その中間のどこかにある。それは双方が歩み寄って見つけるべきものである。非常に狭い一部の利益、あるいは一部のかたよった情報だけで、拙速に事を進めてしまってはなら

い。それは農業に打撃をもたらすだけではなく、日本の将来に大きな禍根を残すことになるだろう。それが起こってからでは遅いのである。国民一人ひとりが、地域の10年後の姿をもう一度シミュレーションしていただいて、それを自身が支えていく覚悟を新たに、次の世代も必ず育てるという覚悟も新たに、そのために必要な政策をぜひ提案いただきたい。

その前提として、現在のTPPの議論を何とか正常化する必要がある。筆者も研究者の立場から、これにはそれなりの覚悟をもって取り組んでいるところである。

おわりに

TPP参加の是非をめぐる、経済界の皆さんと議論する機会が最近増えている。その際によく出される質問に答える形で、本稿を締めくくりたい。

(問1) 今までの農政を振り返ってみれば、一言で言うと既得権益擁護の農政であったように思われ、TPP反対論も、単なるその延長だという感が否めません。また、強い農業をと言いながら、それがまったく実現されていません。だから、農業関係の方々のTPP反対論は納得し難いのです。農業はどここの国でもやはり必要だと思いますが、日本の保護のやり方は明らかに失敗であったと言わざるを得ないと思っています。その端的な証左は、後継者が出てこない、誰もやりたくない産業になっているという実態です。今までの農政について、

総合的に一番大きい問題は何だったのでしょうか。

(回答) 日本農業の競争力の弱さについてどう考えるべきかという点は、避けて通れない問題だと思っています。確かに、これまでの農政は、農業に携わる皆さんをできるだけ平等に支援していくという考え方が根強く、そうした農政が続いた時期が長かったことは事実です。それが意欲ある経営が伸びるためにマイナスに働いた側面はあったかもしれませんが。

それを軌道修正するために、民主党政権になる前の2006年頃、核になる担い手を重点的に支援する政策へと方向を転換しようという動きが出てきました。確かに農業がもつ多面的な役割については経営規模の大小を問わず発揮されていますから、社会政策的な意味合いで、全体を平等に支援することも必要ではありますが、それだけでは担い手対策が不明確になります。だから、担い手として、個人では4ha以上、集団では20ha以上と区切って、規模の大きな経営へと誘導する産業政策を強化し、社会政策と産業政策とを明確に分けた上で、それらを農政の車の両輪として推進しようと呼びだしたわけですが。ただ、規模拡大路線が強調されすぎたことが誤解を生んで、「切り捨てだ」という批判が農村の現場で高まりました。

その点を民主党がとらえて、農家みんなが大事なのだということを強調し

て戸別所得補償政策を掲げ、政権交代にまでつながりました。これによって、すべての農家を同じように支援する農政へと揺れ戻したわけです。ただし、詳細に見れば、戸別所得補償制度にも、農家の規模拡大への努力がある程度促される仕組みが組み込まれています。ですが、民主党の表向きのスローガンとしては、全農家平等ということが強調されているため、産業政策としての農政が後退したという批判が一般に強くなっています。

つまり、強い農業の担い手を重点的に育成しようという農政の流れは、いったんはできていたのですが、それが軌道に乗る前に政権交代があって、形の上では従前の方向性に戻ってしまったわけです。

しかし、最近になって、「TPPに参加できるような強い農業を」という議論が出てきて、民主党による揺り戻しも、また180度転換しつつあります。内閣にできた農業再生会議で、担い手への施策の重点化をもう一度徹底しようということで、今いろいろな検討が行われています。

民主党政権に変わったときに、実は、使用禁止用語が三つあると言われました。それは、「担い手」と「構造改革」と「JA」です。これらを様々な文書から削除するような傾向があったのですが、再生会議の元の名称が「構造改革本部」であることに象徴されるように、今はまた「構造改革」という言葉

が前面に出されるようになってきています。同じ政権で半年のうちに180度方向性が変わるのとは、どうなのかという問題はありますが、良くも悪くも構造改革を前面に出し、中心的担い手に施策を集中する政策を今やろうとしています。

TPP参加の是非の議論は離れたとしても、①中心的「担い手」のための所得安定政策（産業政策）と、②農が生み出す多様な価値を評価した農家全体に対する直接支払い（社会政策）とを、農政の車の両輪として位置づけるという考え方が重要です。これを、戸別所得補償制度を中心とする現在の政策体系の中にどう組み込んでいくかが、いま問われていると言えるでしょう。

(問2) 日本のカロリーベースの食料自給率は低いですが、生産額ベースで見れば7割くらいあるのだから、問題ないのではないのでしょうか。

(回答) 生産額で見た場合に食料自給率がなぜ高くなっているのかというと、野菜などのカロリーをあまり生まないけれども金額が大きい品目が含まれるからです。もちろん、生産額ベース自給率も農業の力を見る重要な指標の一つです。ただ、不測時において国民が危機をしのげるかどうか、国民の命を国の責任で守るという観点から見ると、カロリーベースでどれだけ自国で供給できるかがより重要な指標になります。

(問3) アメリカやオーストラリアの短・中粒種のコメの生産力はそれほど高くないので、関税撤廃しても、日本のコメ生産が極端に減少することはないのではないのでしょうか。

(回答) 短・中粒種のコメ生産力が世界にどれだけあるのかについては、慎重に検討すべきです。たとえば、オーストラリアは今、水の問題でコメは5万トンくらいしか生産できていませんが、過去には、日本でもおいしく食べられるコメを100万トン以上作っていたこともありました。中国では、黒竜江省だけでも日本の全生産量とほぼ同じ800万トンのコシヒカリを作っているわけです。オーストラリアもアメリカもそうですが、どの国でも、日本でのビジネス・チャンスが広がれば、生産量を相当に増やす潜在力があります。だから、供給余力の推定はなかなか難しいです。それは時間の経過とともに変わってくるでしょうし、不確定な要素が非常に多いので、日本のコメ生産が絶対に全滅するとも言切れないし、大丈夫だとも言えません。

それだからこそ、ゼロか百かの議論ではなく、自由化プロセスは段階的に様子を見ながら進めることが重要です。いきなりTPPではなく、アジアにおいて柔軟かつ互恵的な自由貿易協定を拡大する路線が現実的でしょう。たとえば、日EUや日中韓FTAであれば、日本の農業も他の分野もメリットが大きい経済連携の構築をめざせる可能性が

あります。TPPしかないという議論ではなく、そういう議論の広がりが出てきてほしいと思います。

〈参考1〉P4協定の概要

第1章 設立条項

- (1) この協定は環太平洋戦略的経済連携を構築するものである。
- (2) この協定は、商業、経済、金融、科学、技術及び協力の分野で適用され、締約国が同意すれば、さらに他の分野に拡大される。
- (3) この協定の目的は次のとおりとする。
 - ① 貿易を拡大し、及び多角化すること。
 - ② 貿易上の障害を除去し、並びに物品貿易及びサービス貿易の域内自由化を行うこと。
 - ③ 公正な競争条件を助長すること。
 - ④ 知的所有権の十分に効果的な保護を行うこと。
 - ⑤ 貿易紛争を防止し、及び解決する効果的な仕組みを構築すること。

第2章 定義（用語の意味を規定）

第3章 物品貿易

- (1) 原則として協定の発効とともに、他の締約国に対するすべての品目の関税を撤廃する。
- (2) 協定の発効の時において関税が撤廃されなかった品目については、ニュージーランドは2015年までに、ブルネイは2015年までに、チリは2017年までに、それぞれすべての品目の関税を段階的に撤廃する。（シンガポールは協定発効時にすべての品目の関

税を撤廃する。)

- (3) 他の締約国に対しては、非関税措置は採用、又は維持しない。ただし、チリは、付属書3Aに掲げるもの(中古車の輸入)にはこの規定を適用しない。
- (4) チリは、付属書3Bに掲げられている特定重要農産品(乳製品)については、特別セーフガード措置を実施することができる。

第4章 原産地規則(原産地を特定するための方法等を規定)

第5章 税関手続き(税関手続きの予見可能性、透明性等を規定)

第6章 貿易救済措置

- (1) この協定は、締約国がWTO協定に基づくセーフガード措置を実施することに関する権利及び義務に影響を与えない。
- (2) この協定は、締約国がWTO協定に基づくアンチダンピング及び相殺関税措置を実施することに関する権利及び義務に影響を与えない。

第7章 動植物検疫措置

- (1) この協定は、WTOのSPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)に基づく加盟国の権利及び義務を制限するものではない。
- (2) 締約国団は動植物検疫措置委員会を設立する。この委員会は定期的開催され、動植物検疫措置の実施に関するあらゆる事項を審議する。

第8章 貿易の技術的障壁(不必要な技術的な障害の除去等を規定)

第9章 競争政策

- (1) 締約国は、私企業及び公企業の別・原産地及び仕向地の別を問わず、競争法を域内のあらゆる経済活動に無差別に適用することにより、貿易及び投資に対する障壁を除去し、及び削減する。
- (2) 締約国は、経済的な効率性及び消費者の福祉を助長するため、反競争的な商行為を禁止する競争法を採用し、又は維持する。

第10章 知的財産権

- (1) 締約国は、著作権、商標、地理的表示等に関し、WTOのTRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)に関する権利及び義務を確認する。
- (2) チリのワイン及びスピリッツに関する地理的表示については、特別の規定を設けることとし、付属書10Aに掲げる地名(Valle de Aconcagua等)についてはTRIPS協定による地理的表示として認める。

第11章 政府調達

- (1) 締約国は、他の締約国の物品、サービス及びこれらの供給者に対し、内国民待遇及び無差別な取扱いを与える。
- (2) 締約国は、透明性、価格相応、公開、効率的な競争、公正な取引、責任、正当な手続き及び無差別の基本的原則の下で、政府調達を行う。

第12章 サービス貿易

- (1) 締約国は、他の締約国のサービス及びその供給者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- (2) 締約国は、マーケットアクセスに関し、サービス提供者数の制限、サービス取引総額又は資産の制限、サービス事業者の総数又はサービスの総量の制限等を設けてはならない。
- (3) この章の協定は、金融サービス、政府調達、政府の提供するサービス等には適用されない。

第13章 一時的入国（ビジネスを行う者の一時的な入国の円滑化等を規定）

第14章 透明性

- (1) 締約国は、本協定に関連して適用される法律、諸規則等を速やかに公表し、又は域内の利害関係者が速やかに知り得るようにする。
- (2) 締約国は、これらの法律、諸規則等の行政運用に当たっては、合理的な通知、合理的な反論の機会の付与等を行う。

第15章 紛争処理（効果的、効率的及び透明な手続き等を規定）

第16章 戦略的パートナーシップ

- (1) 締約国は、経済、科学、技術、教育、文化及び一次産業における協力等あらゆる形態の協力の重要性を確認する。
- (2) 協力の範囲は、この協定の実施を通じてさらに拡大され得る。

第17章 制度条項

- (1) 締約国団は、環太平洋戦略的経済連携委員会（TPP委員会）を設立する。
- (2) この委員会は、この協定の実施に関する事項を審議する等の責務を有する。

第18章 一般条項（付属書及び脚注の法的意味合い、他の国際的協定との関係の整理等を規定）

第19章 一般例外条項（人・動物・植物の生命・健康を保護するための措置、絶滅に危機にある種の保全のための措置、歴史・自然遺産の保全のための措置を例外にすること等を規定）

第20章 最終規定（協定への署名、協定の発効時期、協定の改定等を規定）

— 以上 —

〈参考2〉 Jane Kelsey編『異常な取引—TPPの正体—』の一部要約

（原典：Edited by Jane Kelsey, “No Ordinary Deal – Unmasking the Trans-Pacific Partnership Free Trade Agreement –,” Bridget Williams Books, New Zealand, November 2010.）

第2章 「オーストラリアでのTPPをめぐる政治（The Politics of the TPPA in Australia）」

Patricia Ranald著

- ・ TPP交渉の問題点は、豪州が米国と締結

したFTAの経験を通じて分析することができる。

- ・ 米国が二国間で締結するFTAは、NAFTA以来踏襲されてきたように、国家の企業活動に対する規制よりも、企業活動の自由を優先するものである。このようなFTA交渉は、民主的意思決定に関する懸念を惹起する。つまり、本来国内で民主的議論を通じて決定されるべき国家の社会政策が、密室で行われる対外交渉を通じて決定されてしまうということである。

米豪FTAに関してUSTRが議会に提出した書簡では、豪州の医薬品給付制度(PBS)、オーディオ・ヴィジュアル法、検疫制度、GMOの表示規制などがすべて米国にとって貿易への障害になるとされていた。豪州国内では、米豪二国間の政治力、交渉力の差から判断して、米国側の要望が実現してしまうことへの不安が強く存在していた。

- ・ 協定の締結後も、米豪FTAへの豪州国民の支持は高くない。砂糖が自由化から完全に除外され、乳製品、牛肉、羊肉、ワインなどの米国の市場の拡大も長期間を待つことが必要とされたほか、2005年の協定発効以降の貿易収支では豪州側の赤字が拡大している。これらに加えて、豪州政府、国民に対して健康その他の政策面でマイナスの影響が及んでいることが注目される。
- ・ まず第一に指摘すべき影響は、医薬品給付制度(PBS, Pharmaceutical Benefit Scheme)の改定である。

豪州では、購買可能な価格での医薬品へのアクセスを国民に確保する観点から、医薬品の価格を政府が管理する医薬品給付制

度(PBS)を維持してきた。製薬企業に支払う卸売価格は、専門家から成る委員会の意見に基づき政府が決定し、患者が支払う小売価格との差額を政府が負担するという仕組みである。

この制度のために、豪州の医薬品価格は米国より3分の1～10分の1程度まで低く抑えていたというが、この制度の改定が米豪FTAの交渉当初からの米国側の最大関心事項の一つであった。二国間交渉の結果、FTA協定の中で両国間に医薬品合同作業部会(Joint Medicine Working Group)が設立された。この作業部会では、知的財産権の保護を通じた発明価値の保護が重視され、豪州政府が尊重してきた国民の医薬品へのアクセス確保は軽視されることになる。

協定締結後、ハワード政権は、米豪間の合同作業部会での了承を経て、医薬品の卸売価格の上昇を可能にすべく制度改正を提案し、2007年7月に実施した。同改定では、他の薬品との互換性のない単一ブランドの医薬品を「P1分類」として高い卸売価格の設定を認める一方、他の医薬品と代替可能な一般医薬品は「P2分類」として従来どおり低い価格設定とすることとされた。

制度改定の後、高く設定された卸売価格などの結果として、制度運用に係る経費が当初想定していたよりも高かついたとの評価が提示されている。米国政府は、今回の改定では不十分であるとして、更なる本制度の改善を求めてTPP交渉で本問題を取り上げるとの意向を表明している。

- ・ 第二に指摘される問題は、血液製剤に係

る政府調達制度である。

豪州では、血液はすべて国民からの任意の献血で賄われており、血液製剤は豪州企業のCSLにより製造されている。また連邦政府と州政府間の取決めにより、血液と血液製剤は州政府が運営する病院において無料で患者に提供されている。

米豪FTAの下で、当初から血液製剤は、政府調達の規定から除外され、米国企業による競争入札の対象外とされていた。しかし、交渉の後半になって米豪両政府間のサイドレターが追加された。そのサイドレターの規定によれば、血液製剤を米豪FTAの政府調達の規定の対象に加えることにつき、豪州の連邦政府が見直し検討を行い、州政府に対してその旨を勧告することされている。このサイドレターは、米国のバクスター・ヘルス社（Baxter Health Corporation）の豪州現地法人であるバクスター・ヘルスケア（Baxter Healthcare）が、豪州政府に対してロビー活動を行った結果、実現したものである。

このサイドレターの規定に基づき、豪州連邦政府は2006年に本制度に係る見直し検討を行った。見直し検討の結果は、国民からの任意の献血による供給、100%の血液自給を継続すべきとの内容であった。他方、アボット連邦健康大臣は、サイドレターの実施を確保するためとして、血液製剤の供給を米国企業の競争入札に開放する旨の勧告を行った。各州政府の健康大臣は、2007年3月に会合を開き、連邦政府のこの勧告案を拒絶することを確認した。

これを受けてアボット健康大臣は、連邦

政府の勧告案にはコンセンサスが得られなかったとして、現在の制度を継続させる旨を表明。他方、米国大使館は、この豪州政府の対応を批判しており、米国が今後、米豪FTAの合意違反を問うべく国家間の紛争処理メカニズムに訴えるかは不明である。

・ 第三の問題は、水とエネルギーの供給サービスである。

豪州のスノーウィー・マウンテン水力発電会社（Snowy Mountains Hydro-electric Scheme）は、連邦政府とニュー・サウスウェールズ州、ヴィクトリア州との共同出資で発足、運営されていた。2006年に、政府はこの発電会社を民間へ売却する法案を発表したが、これに対して連邦議会議員、農業団体、環境団体ほか、多くの国内関係者から反対の声が上がった。反対の理由は、当会社が民間企業、場合によっては外国企業の手に渡れば、政府が水流や電力供給を公益目的や環境上の理由から管理する能力が弱まるというものである。

ハワード首相は、この反対勢力を宥めるために修正法案を発表した。外国資本の限度を全体の35%までとするほか、経営本部を豪州に置き、経営陣に豪州国民を含めるとの条件を課すというものである。

これに対して、首相府の法務担当は、この修正内容は米豪FTAの規定、特に同協定の投資、サービスに関する規定に違反すると指摘した。米豪FTAでは、豪州が水とエネルギーのサービスを自由化の例外とすることを求めたのに、米国がこれを拒否したため、ネガ方式の約束方式の中で、結果的に同分野の自由化を約束したことにな

っていた。このため、豪州政府は米国企業に対して内国民待遇（豪州企業と同様の待遇）を与えること、無制限の市場アクセスを与える（資本参加比率、参加企業の数、役員・職員数に制限を課さない）ことを約束していた。

この法務担当からの指摘を受けて、ハード首相は急ぎ修正案を撤回し、併せて水力発電会社の民間売却の案自体も撤回した。

最終的な決着は、豪州政府の政策に対する国民の反対の勝利であったが、同時に米豪FTAが、豪州政府の政策実施の範囲を著しく狭めていることを示すものともなった。

- ・ 上記の米豪FTAの経験は、TPPへの豪州の対応の参考になるが、すでに米国のビジネス・グループは、TPPに関してUSTRに要望を提出しており、その中には、医薬品給付制度（PBS）の更なる改正、GMO食品の表示、検疫制度、政府調達制度などが含まれている。また、USTRが発表した2010年の外国貿易障壁評価報告書でも、豪州について医薬品、知的財産権の保護、血液製剤の扱い、ローカル・メディアコンテンツ規制、政府調達制度を貿易障壁として挙げている。

第3章 「米国の政治とTPP（US Politics and the TPPA）」

Lori Wallach and Todd Tucker著

- ・ オバマ政権は、TPP交渉に当たって、「労働」と「環境」を重視し、また国内の雇用拡大に資する新しいタイプのFTAを求め

ていく方針であるが、すでに締結されているP4協定に基づいて交渉が進められるため、この方針の実施が困難で複雑なものになっている。そこでUSTRは、議会ほか国内関係者に対して、単にP4だけではなく、米国がすでに締結したFTAも交渉の基礎として活用していく旨説明している。しかし、米国が過去に締結した11のFTAを見ても、すでにそれはスパゲッティ・ボールとも呼ぶべきもので、異なるルールが複雑に絡み合っているのが実態である。

- ・ たとえば、最も議論の多い「移民（immigration）」、「人の移動」に関する規定であるが、チリおよびシンガポールと締結したFTAでは、チリから5,400人、シンガポールから1,400人に対して「FTAビザ」の発給を約束している。議会関係者は、更なるビザ発給、移民関係の約束に強く反対しているが、チリ、シンガポールが「FTAビザ」を求めることは明らかで、交渉における対立が予想される。
- ・ 投資規制については、チリ、シンガポール、オーストラリア、ペルーの4カ国いずれと結んだFTAでも、外国投資家に対する強い保護が認められているが、投資家が国家を訴えることができるという投資家対国家紛争メカニズムの規定は、オーストラリアとのFTAを除いて盛り込まれている。行き過ぎた投資家保護については、今後議会の民主党勢力の反対にあうと予想される。
- 労働と環境の保護については、ペルーとのFTAでは不十分ながら規定されており、民主党議員が更なる強化を求めると考えられるが、それ以外のFTAでは規定すらさ

れていない。

- ・ 一方、過去のFTAで獲得した権益については、これを手放すことに対する米国内からの強い抵抗が予想される。たとえば、米国はオーストラリアに対して砂糖に関する市場アクセス改善をまったく与えていない上、乳製品も関税割当を用いた限定的なアクセス改善を与えているだけである。ヴェトナムからのエビに対しては4.13%～25.76%の相殺関税を米国は課している。さらに、ヴェトナムからのナマズに対しては、2003年から実施している66.43%の反ダンピング関税を、米国の国際貿易委員会により2009年以降も継続することとされた。
- ・ 企業に過度の権益を与え、国内の公益追求を制限するような過去のFTAの方式に対して、オバマ政権はこれを修正することを米国内から期待されている。TPP交渉の相手国としては、米国としてTPPに何を求め、何を拒むのか明確に理解しておくことは重要である。

他方で、過去のFTAを基礎としてTPP交渉を行うことは、オバマ政権の国民に対する約束を裏切り、結果的にブッシュ政権タイプの雇用喪失するNAFTA拡大版のTPPに終わる危険性も含んでいる。USTRの交渉担当者の多くがブッシュ政権の頃からの存続組であることを考えても、その可能性は否定できない。オバマが選挙公約にした雇用創出型のFTAを実現させるためには、オバマ政権としてTPP交渉の進捗をしっかりと監視していくことが必要になる。

第8章 「TPPにおける検疫と食品安全の問題 (Quarantine and Food Safety Issues in a TPPA)」

David Adamson著

- ・ 既存のFTAでSPS（動植物の衛生）問題がどのように取り扱われてきたかを見れば、TPPにおいてSPSに係る各国の利益を如何に確保できるかも判断し易くなる。
- ・ 米国がシンガポールと締結したFTAが最も簡潔で、WTO協定での約束を前文で再確認しているだけで、SPSに特化した規定は見られない。また米国が豪州、チリ、ペルーと締結したFTAでは、SPSに関する章は置いているが、両国間の委員会を設立して、SPS案件に関する相互理解の促進のために年1回当該委員会を開催することとしているほか、政府間の連絡窓口を設置しているだけである。
- ・ P4協定になると、委員会と窓口の設置を超えて、SPS措置の同等性の認定（輸出国の措置が輸入国と同等であると認めること）、地域主義（同一国内でも異なる扱いを地域ごとに認めること）を促進するための規定が盛り込まれている。ただし、これらの規定も、各国が異なる措置を実施することを容認することが前提とされており、異なる措置を決定する各国の主権を認め合った上での合意である。
- ・ しかしながら、このSPS措置に係る各国の主権は、TPPにおいて米国が自国の要求を通す際には邪魔なものとなる。
- ・ USTRは、最近、米国の輸出品に対する不当な技術的障害、SPS措置に関する報告

を発表しており、その中で豚インフルエンザ、バイテク、BSE、鳥インフルエンザ、飼料添加物のラクトパミン、最大残留許容値（MRL）を挙げている。また、GMOとバイテク食品に関する義務表示制度はすべて、貿易に対する正当化し得ない障害であると米国政府は考えているようである。豪州とニュージーランドはGMOの義務的表示制度を有しており、これがTPPで議論になることは明らかであり、米国の要求に応じるとしたら、各国の自主的選択、民主主義の侵害が明確になる。

- ・ 米国は、さらにこれらの文書で、自国の基準と異なる制度をもつ国に対する明快な助言を与えている。

「米国は、貿易紛争を回避するために、農薬の安全性評価についてはCodexのMRL（最大残留許容値）を採用することを求めている。仮に各国がCodexのMRLを採用したとしない、又は米国のMRLと異なるものを用いるならば、それは深刻な貿易障壁であり、米国農業者が著しい制裁を受けることになる。

たとえば、2009年に日本の規制当局は、恒久MRLが設定されるまでの措置として一律に0.01ppmの基準を設定したため、米国のセロリとイチゴ生産者は日本にその生産物を輸出することができなかった。」

- ・ 農薬の安全基準の統一を求める米国の姿勢は、NAFTAで農薬に関する三カ国間規制当局（Trilateral Regulatory Authority on Chemicals）が設立されたことにもよく反映されている。
- ・ 各国がどのような検疫措置を実施する

か、どのような農薬を製造し利用するかなどは、各国政府に決定する権利が認められるべき。すでにWTO協定はこの各国の権利を制限してしまっているが、TPPがさらにこの権利を侵害するべきでない。その影響は単に何を輸出できるか輸入できるかを越えて、国民の健康、自然環境にまで及ぶのであるから。

第10章 「公衆衛生と医薬品政策（Public Health and Medicine Policies）」

Thomas Faunce and Ruth Townsend著

- ・ TPPは、ある特定の手法を通じて、公衆衛生に対して深刻な影響をもたらす得る。それは、投資家対国家の紛争解決メカニズムを通じてである。
- ・ たとえば、米国のタバコ製造会社フィリップ・モーリスは、TPPに関するUSTRへの要求書の中で、豪州政府がタバコの簡易包装化の検討を進めている点に触れ、簡易包装（plain package）は、商標権の収奪であり、表現の自由や競争条件を著しく制限するものであるとして、TPPでは企業が豪州政府を提訴できるよう投資家対国家の紛争解決メカニズムを規定するよう求めている。
- ・ 投資家vs国家の紛争は、2008年時点ですでに300件以上の判決が下されており、二国間の投資協定、FTAの投資章において最近特に問題とされている規定である。国内裁判所の手続を経ることなく外国投資家は、直ちに国際的な紛争解決手続で相手国政府を訴えることが可能となり、たとえば

環境保護、人の健康、医薬品政策などに係る政府の立法行為を修正させるために外国投資家がこれを活用してきている。

- この投資家が政府の規制を訴える仕組は、タバコ規制、有害化学物質の禁止、有害ガソリン添加物、水質規制、廃棄物処理、食料安全保障など公衆衛生、環境保護の分野で用いられてきている。国民の健康政策で特に懸念されるのが米国企業センチュリオン健康社（Centurion Health Corporation）がNAFTAの規定に基づきカナダ政府を訴えた事件である。この米国企業は、カナダ政府が独占的に実施する健康支援制度が、NAFTAで規定する国営企業の制限に違反するとして提訴した。最終的に企業側の敗訴となったが、各国政府が実施する健康支援制度に大きな影響を与える可能性があった。

- NAFTAの規定に基づく投資家対政府の訴訟案件のうち、実に40%に当たる案件が、公衆衛生、環境目的でカナダ政府が「予防原則」を適用した規制に関するものである。

たとえば、カナダ政府は、ニューロトクシン（neurotoxin）の国際・州際取引の禁止措置に関連してエチル社（Ethyl Corporation）から1,300万U Sドルの支払いを求められた。また芝の除草剤の販売と使用を禁止したケベック州政府は、米国のダウ・アグロサイエンス社（Dow Agro Sciences）から提訴され、200万U Sドルの支払を求められており、ダウ社は、ケベック州の販売・使用禁止は、単なる政治的な背景に基づく「予防原則」の適用に過ぎず、科学的な根拠が不十分であると主張している。

- 投資家は、政府の健康、環境目的の規制を訴える際に、規制の科学的根拠が不十分であると主張するが、この不十分な科学的根拠こそが「予防原則」を政府が適用する理由である。TPP交渉において、科学的根拠が十分であるか否かの判断基準が示されるならば、投資家対国家の紛争処理メカニズムが各国政府の健康、環境規制に対して有する威嚇効果も多少は緩和されるであろう。

— 以上 —

参考文献

- 鈴木宣弘・木下順子『震災復興とTPPを語る－再生のための対案』筑波書房、2011年8月
- 鈴木宣弘・木下順子『TPPと日本の国益』全国農業会議所・大成出版、2011年5月
- 生源寺眞一『日本農業の真実』ちくま新書、2011年5月
- 田代洋一『反TPPの農業再建論』筑波書房、2011年5月
- 中野剛志・岡田知弘・関廣野ほか「TPPから考える、地方と復興のかたち」『現代思想』2011年6月号、[鈴木・木下執筆]
- 小倉正行編集『これでわかるTPP問題一問一答』合同出版、2011年5月、[鈴木・木下執筆]
- 内橋克人・結城登美雄・色平哲郎・山口義行ほか『世界』2011年4月号、岩波書店、[鈴木執筆]
- 川崎研一ほか「TPP全解明」『東洋経済』2011年3月12日号、[鈴木執筆]
- 松原隆一郎・三橋貴明・野田公夫・大田原高昭・原洋之介ほか『TPPと日本の論点』農文協ブックレット、2011年4月
- 山下惣一・金子勝・関岡英之・薄井寛ほか「TPPでどうなる日本？」農文協『季刊地域』No.05、2011年春号、[鈴木・木下執筆]
- 磯田宏・品川優『政権交代と水田農業』筑波書房、2011年3月
- 村田武編著『食料主権のグランドデザイン』農文協、2011年2月
- 石田信隆『TPPを考える』家の光協会、2011年2月
- 宇沢弘文・服部信司・森島賢・谷口信和・蔦谷栄一・小田切徳美・飯國芳明ほか『TPP反対の大義』農文協ブックレット、2010年12月、[鈴木・木下執筆]
- 本間正義『現代日本農業の政策過程』慶應義塾大学出版会、2010年5月

- ・山下一仁『国民と消費者重視の農政改革』東洋経済新報社、2004年7月
- ・荏開津典生『農政の論理をただす』農林統計協会、1987年

著者略歴

東京大学大学院 教授 農学博士 鈴木宣弘（すずき・のぶひろ）

1958年三重県生まれ。1982年東京大学農学部卒業後、農林水産省、九州大学教授を経て、2006年より現職。専門は、農業経済学、国際貿易論。日中韓EPA、日モンゴルEPA産官学共同研究会委員、関税・外国為替等審議会委員、農協共済総合研究所客員研究員。主著に、『現代の食料・農業問題—誤解から打開へ』（創森社、2008年）、『食の未来に向けて』（筑波書房、2010年）、『新しい農業政策の方向性—現場が創る農政—』（共著、全国農業会議所、2010年）、『新たな食料・農業・農村基本計画の検討経緯と具体化に向けて』（大成出版社、2010年）など。

コーネル大学客員研究員 農学博士 木下順子（きのした・じゅんこ）

1970年福岡県生まれ。1995年九州大学農学部修士課程修了後、農林水産省、農林水産政策研究所を経て、2009年より現職。専門は、農業・食料に関する産業組織分析、計量経済分析。主著に、『Empirical Study on Oligopolistic Dairy Markets in Japan』（筑波書房、2009年）、『食料を読む』（共著、日経文庫、2010年）、『TPPと日本の国益』（共著、大成出版、2011年）、『震災復興とTPPを語る—再生のための対案』（共著、筑波書房、2011年）など。